

## ベトナムへの 日本産うんしゅうみかんの輸出が可能となります

ベトナムは日本産うんしゅうみかんの輸入を禁止していましたが、植物検疫当局との協議を重ねた結果、今般、植物検疫条件に合意し、10月1日から、「ミカンバエの発生がないことが確認できた地域で生産されたうんしゅうみかん」の輸出が可能となりましたので、お知らせします。



### 概要

ベトナムは、日本産うんしゅうみかんについて、ベトナムが侵入を警戒する病害虫が我が国で発生していることを理由に、これまで輸入を禁止していました。

農林水産省は、産地からの要望を踏まえ、うんしゅうみかんの輸出が可能となるように、ベトナムの植物検疫当局と技術的協議を積み重ねてきました。その結果、今般、日本産うんしゅうみかんに関する植物検疫条件に合意し、10月1日から、ミカンバエの発生がないことが確認できた地域からの日本産うんしゅうみかんのベトナムへの輸出が可能となりました。

主な植物検疫条件は以下のとおりです。詳細は別添概要をご覧ください。

- (1) 登録生産園地で栽培されること
- (2) 登録生産園地にミカンバエが発生していないことを確認すること
- (3) ベトナム側植物検疫当局によって登録生産園地の確認が行われること
- (4) 登録選果こん包施設で選果こん包されること
- (5) 植物防疫所による輸出検査を受けること

## 参考

ベトナムへの輸出を検討される方は、最寄りの植物防疫所にお問い合わせいただくようお願いいたします。

植物防疫所ホームページ

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/index.html>

〈添付資料〉

ベトナム向け日本産うんしゅうみかんに係る輸出検疫条件の概要



お問合せ先

消費・安全局植物防疫課国際室

担当者：内田、谷口、市川

代表：03-3502-8111（内線 4565）

ダイヤルイン：03-3502-5978